

国民年金の納め忘れ はありませんか？



の納付の時効は2年間の

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。あなたが納付する保険料が、高齢者世代の生活を支えています。同時に、あなたや家族の年金権を守るためにも、保険料は忘れずに納付しましょう。

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金があります。保険料を納付期限までに支払っていないと、このような年金給付を受け取れないことがあります。

また、納付期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなりますので、日本年金機構から送付される「納付書」で、金融機関・郵便局、お近くのコンビニエンスストアでお支払いください。

◎例えば…

平成30年1月分（2月末日が納期限）の国民年金が未納の場合、令和2年2月までは納付することができますが、令和2年2月をすぎると時効により納付できなくなります。

の一括前納で割引ありの

国民年金の納付を、「一括して前納」すると割引があります。さらに、一括前納を口座振替にすると割引額が有利になります。

口座振替のお申し込みは、年金事務所、各金融機関の窓口で、申し込み用紙に必要事項を記入して、金融機関届出印を押印の上、お申し込みください。

なお、口座振替での一括前納は2月末が申し込み期限となっておりますので、希望される方は、お早めに手続きください。

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう～ ＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先	町民課 戸籍医療年金係 (TEL 2-2453)
	函館年金事務所 国民年金課 (TEL 0138-56-1165)

屋根からの落氷雪事故防止などのお願い



毎年、冬期間には沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が発生しています。
このような事故をなくすため、次の点に注意するようにお願いいたします。

- ① 屋根の雪、氷、つらら等が道路に落ちる可能性がある沿道建物には、丈夫な雪の滑り止め等を設置するようにしてください。
- ② 既に雪止めが設置されている場合であっても、老朽化等による破損、針金等が古くなって錆び付いていると落氷雪事故が発生する恐れがありますので、雪が多くなる前に必ず点検し、悪いところがあれば早急に修繕するようにしてください。
- ③ 落氷雪事故は、気温がマイナス3度からプラス3度程度の時に発生しやすいという特徴があるため、気温の上昇や降雨のあったときは屋根の雪、氷、つらら等は早めに除去するとともに、雪下ろし等をする場合は、歩行者や遊んでいる子供たちに十分注意するようにしてください。
- ④ 屋根からの落氷雪があった場合は、すぐに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないよう処理してください。
- ⑤ 交通事故及び交通傷害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- ⑥ 屋根の軒下の通行はできるだけ避けるようにし、どうしても通行しなければならないときは十分注意するようにしてください。
- ⑦ 軒下や道路では小さなお子さんを絶対に遊ばせないようにしてください。
- ⑧ ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険ですので、付着した雪や氷は早めに除去するようにしてください。

また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

※冬道は大変滑りやすいので、靴などの滑り止め対策をしましょう。